

高槻市感染症発生動向調査事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の市民や医療関係者への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防対策の確立に資することを目的として、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号。以下法という。)第3章の規定及び国の「感染症発生動向調査事業実施要綱」(以下「国の要綱」という。)に基づき、高槻市感染症発生動向調査事業(以下「本事業」という。)の実施にあたり必要な事項を定める。

(対象感染症)

第2条 本事業の対象となる感染症は、別表に定めるとおりとする。

(実施体制)

第3条 本事業は次の体制により実施するものとする。

(1) 検査機関

検体等検査については、高槻市保健所(以下「保健所」という。)及び地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所(以下「大阪健康安全基盤研究所」という。)に依頼するものとする。

(2) 高槻市感染症情報センター

高槻市感染症情報センターを保健所内に設置し、患者情報、疑似症情報及び病原体情報を収集・分析し、全国情報と併せて医師会等の関係機関に提供・公開する。

(3) 指定届出機関

市長は、定点把握対象の感染症(五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるもの)について、患者情報及び疑似症情報を収集するため、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者定点及び疑似症定点を大阪府及び一般社団法人大阪府医師会の協力のもと、高槻市内の医療機関の中から選定するものとする。なお、病原体の分離等の検査情報を収集するため、患者定点の中から病原体定点を選定するものとする。

(4) 指定提出機関

市長は、法施行規則第7条の3に規定する五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体を収集するため、病原体定点を大阪府及び一般社団法人大阪府医師会の協力のもと、高槻市内の医療機関の中から選定するものとする。

(5) 感染症発生動向調査委員会

本事業の的確な運用を図るため、高槻市感染症発生動向調査委員会を設置する。運用については別途定める。

(実施方法)

第4条 事業の実施については、全国一律の基準で実施するため国の要綱第5に基づくものとする。

(1) 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症(別表75、85及び86)新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

①届出基準等通知に基づき診断又は検案した医師は、直ちに保健所に届出を行うものとする。届出は、感染症サーベイランスシステムの入力により行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、FAX等により行う。また、保健所は、必要に応じて当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、検体等を所持している医療機関等に別記様式等の検査票を添付して依頼するものとする。

②保健所は、届出を受けた場合、直ちに届出内容の確認を行うとともに、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出の場合は、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。また、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて大阪健康安全基盤研究所と協議し、検体等の提供を受けた場合には、別記様式等の検査票を添付して大阪健康安全基盤研究所へ検査を依頼するものとする。

(2) 全数把握対象の五類感染症（別表 75、85 及び 86 を除く。）

①届出基準に基づき診断又は当該感染症により死亡した者（当該感染症により死亡したと疑われる者を含む。）の死体を検案した医師は、診断後 7 日以内に保健所に届出を行うものとする。届出は感染症サーベイランスシステムへの入力を行うことを基本とするが、感染症サーベイランスシステムの入力環境がない場合には、FAX 等により届出を行う。また、保健所は、必要に応じて当該患者の病原体検査のための検体等の提供について、検体等を所持している医療機関等に別記様式等の検査票を添付して依頼するものとする。

②保健所は、届出を受けた場合、直ちに感染症サーベイランスシステムに届出内容を入力するものとする。感染症サーベイランスシステムの入力環境がない医師からの届出の場合は、保健所は直ちに感染症サーベイランスシステムに入力するものとする。また、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて大阪健康安全基盤研究所と協議し、検体等の提供を受けた場合には、別記様式等の検査票を添付して大阪健康安全基盤研究所へ検査を依頼するものとする。

(3) 定点把握対象の五類感染症

①患者情報のうち、小児科定点（別表 88、89、91、92、97、101～103、105、111）・インフルエンザ/COVID-19 定点（別表 90、96）・眼科定点（別表 93、110）・基幹定点（別表 92、94、95、106、107）については、1 週間（月曜日～日曜日）を調査単位として、性感染症定点（別表 98～100、112）・基幹定点（別表 104、108、109）については、1 ヶ月を調査単位とする。

②病原体情報のうち、インフルエンザ病原体定点については、インフルエンザの流行期（患者定点当たりの患者発生数が大阪府で 1 を超えた時点から 1 を下回るまでの間）には 1 週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には 1 ヶ月を調査単位とする。その他の病原体定点については、1 ヶ月を調査単位とする。

③指定届出機関は患者情報について、調査単位が 1 週間の場合は翌週の月曜日、各月の場合は翌月の初日に保健所に提供するものとする。

④病原体定点として選定された医療機関は、必要に応じて病原体検査のために検体等を採取し、別記様式等の検査票を添えて、速やかに大阪健康安全基盤研究所へ送付するものとする。

⑤小児科病原体定点においては、別表 88、89、91、92、97、101～103、105、111 までの感染症のうち、患者発生状況等を踏まえ、あらかじめ選定した複数の感染症について、調査単位ごとに、概ね 4 症例からそれぞれ少なくとも 1 種類の検体を送付するものとする。

⑥インフルエンザ病原体定点においては、調査単位ごとに、少なくとも 1 検体を送付するものとする。

⑦保健所は、患者定点から得られた患者情報が週単位の場合は調査対象の週の翌週の火曜日までに、月単位の場合は調査対象月の翌月の 3 日までに、感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、併せて、対象感染症についての集団発生その他特記すべき情報についても大阪府及び大阪府感染症情報センターへ報告する。また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、病原体検査のための検体等の提供について、別記様式等の検査票を添付して依頼するものとする。なお、病原体検査の必要性の判断及び実施等について、必要に応じて大阪健康安全基盤研究所と協議する。

(4) 法第 14 条第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症（定点）

疑似症定点として選定された指定届出機関においては、国の定める基準に従い、直ちに疑似症発生状況等を記載する。なお、当該疑似症の届出については、原則として感染症サーベイランスシステムへの入力により実施することとする。

保健所は、疑似症定点における感染症サーベイランスシステムへの入力を実施できない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について大阪府及び大阪府感染症情報センターへ報告するものとする。

(5) 法第14条第8項に規定する届出の提出

指定届出機関以外の病院又は診療所の医師が疑似症と診断し、大阪府知事が届出を求めた場合、指定届出機関以外の病院又は診療所において、国の定める基準に従い、当該疑似症の届出を行うものとする。

保健所は、指定届出機関以外の病院又は診療所において、感染症サーベイランスシステムへの入力を実施できない場合は、当該疑似症から得られた情報を、直ちに感染症サーベイランスシステムに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報について大阪府及び大阪府感染症情報センターへ報告するものとする。

(情報の提供)

第5条 保健所は、別表に定める感染症について病原体検査を依頼した場合は、大阪健康安全基盤研究所に検査結果を確認し、その結果を診断した医師に通知する。

2 保健所長は、患者が一類感染症と診断されている場合、都道府県を越えた集団発生があった場合等の緊急の場合にあつては、検体を国立感染症研究所に送付するものとする。

3 保健所は市内の患者情報及び病原体情報を収集し、大阪府感染症情報センターへ送付し、大阪府感染症発生動向調査解析評価委員会での分析結果を週報等として公表される大阪府情報及び全国情報と併せて、指定届出機関その他に提供するものとする。

4 保健所は、届出を受けた感染症に係る発生状況等を把握し、大阪府、関係医療機関、医師会、教育委員会等の関係機関に発生状況等を提供し連携を図るものとする。

5 情報の提供及び公開に当たっては個人情報の保護に留意しなければならない。

(高槻市医師会との連携)

第6条 高槻市域の詳細な感染症の発生に関する情報の把握・分析については、高槻市医師会に委託して行うものとする。

附則

この要綱は平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成15年11月5日から施行する。

附則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成20年5月12日から施行する。

附則

この要綱は平成23年2月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年3月4日から施行する。

附則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成25年5月6日から施行する。

附則

この要綱は平成25年10月14日から施行する。

附則

この要綱は平成26年7月26日から施行する。

附則

この要綱は平成26年9月19日から施行する。

附則

この要綱は平成27年1月21日から施行する。

附則

この要綱は平成27年5月21日から施行する。

附則

この要綱は平成28年2月15日から施行する。

附則

この要綱は平成28年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年3月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成31年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和2年2月7日から施行する。

附則

この要綱は令和3年2月13日から施行する。

附則

この要綱は令和4年10月31日から施行する。

附則

この要綱は令和5年5月8日から施行する。

附則

この要綱は令和5年5月26日から施行する。

感染症分類

一類	1 エボラ出血熱 2 クリミア・コンゴ出血熱 3 痘そう 4 南米出血熱 5 ペスト 6 マールブルグ病 7 ラッサ熱
二類	8 急性灰白髄炎 9 結核 10 ジフテリア 11 重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。) 12 中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。) 13 鳥インフルエンザ(H5N1) 14 鳥インフルエンザ(H7N9)
三類	15 コレラ 16 細菌性赤痢 17 腸管出血性大腸菌感染症 18 腸チフス 19 パラチフス
四類	20 E型肝炎 21 ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎含む。) 22 A型肝炎 23 エキノコックス症 24 エムボックス 25 黄熱 26 オウム病 27 オムスク出血熱 28 回帰熱 29 キヤサヌル森林病 30 Q熱 31 狂犬病 32 コクシジオイデス症 33 ジカウイルス感染症 34 重症熱性血小板減少症候群(病原体がフレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。) 35 腎症候性出血熱(HFRS) 36 西部ウマ脳炎 37 ダニ媒介脳炎 38 炭疽 39 チクングニア熱 40 つつが虫病 41 デング熱 42 東部ウマ脳炎 43 鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く。) 44 ニパウイルス感染症 45 日本紅斑熱 46 日本脳炎 47 ハンタウイルス肺症候群(HPS) 48 Bウイルス病 49 鼻疽 50 ブルセラ症 51 ベネズエラウマ脳炎 52 ヘンドラウイルス感染症 53 発しんチフス 54 ポツリヌス症 55 マラリア 56 野兎病 57 ライム病 58 リッサウイルス感染症 59 リフトバレー熱 60 類鼻疽 61 レジオネラ症 62 レプトスピラ症 63 ロッキー山紅斑熱
五類 (全数把握分)	64 アメーバ赤痢 65 ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く) 66 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 67 急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。) (患者が15歳未満のものに限る。) 68 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介性脳炎、東部ウマ、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。)

五類 (全数把握分) 続き	69 クリプトスポリジウム症 70 クロイツフェルト・ヤコブ病 71 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 72 後天性免疫不全症候群 73 ジアルジア症 74 侵襲性インフルエンザ菌感染症 75 侵襲性髄膜炎菌感染症 76 侵襲性肺炎球菌感染症 77 水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。) 78 先天性風しん症候群 79 梅毒 80 播種性クリプトコックス症 81 破傷風 82 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 83 バンコマイシン耐性腸球菌感染症 84 百日咳 85 風しん 86 麻しん 87 薬剤耐性アシネトバクター感染症
五類 (小児科定点)	88 RSウイルス感染症 89 咽頭結膜熱 91 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 92 感染性胃腸炎 97 水痘 101 手足口病 102 伝染性紅斑 103 突発性発しん 105 ヘルパンギーナ 111 流行性耳下腺炎
五類 (インフルエンザ/ COVID-19定点)	90 インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 96 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)であるものに限る。)
五類 (眼科定点)	93 急性出血性結膜炎 110 流行性角結膜炎
五類 (性感症定点)	98 性器クラミジア感染症 99 性器ヘルペスウイルス感染症 100 尖圭コンジローマ 112 淋菌感染症
五類 (基幹定点)	92 感染性胃腸炎(病原体がロタウイルスであるものに限る。) 94 クラミジア肺炎(オウム病を除く。) 95 細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として特定された場合を除く。) 104 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 106 マイコプラズマ肺炎 107 無菌性髄膜炎 108 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 109 薬剤耐性緑膿菌感染症
新型インフルエンザ 等感染症	113 新型インフルエンザ 114 再興型インフルエンザ 115 新型コロナウイルス感染症 116 再興型コロナウイルス感染症
指定感染症	政令・省令通知に基づく感染症
法第14条第1項に規定 する厚生労働省令で 定める疑似症	117 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診 断することができないと判断したものの。
法第14条第8項に規定 する厚生労働省令で 定める疑似症	118 発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経学的症状 その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に 認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これ に準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診 断することができないと判断したものであって、当該感染症 にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生し、 又は発生するおそれがあると判断し、都道府県知事が指定 届出機関以外の病院又は診療所の医師に法第14条第8項 に基づき届出を求めたもの。